

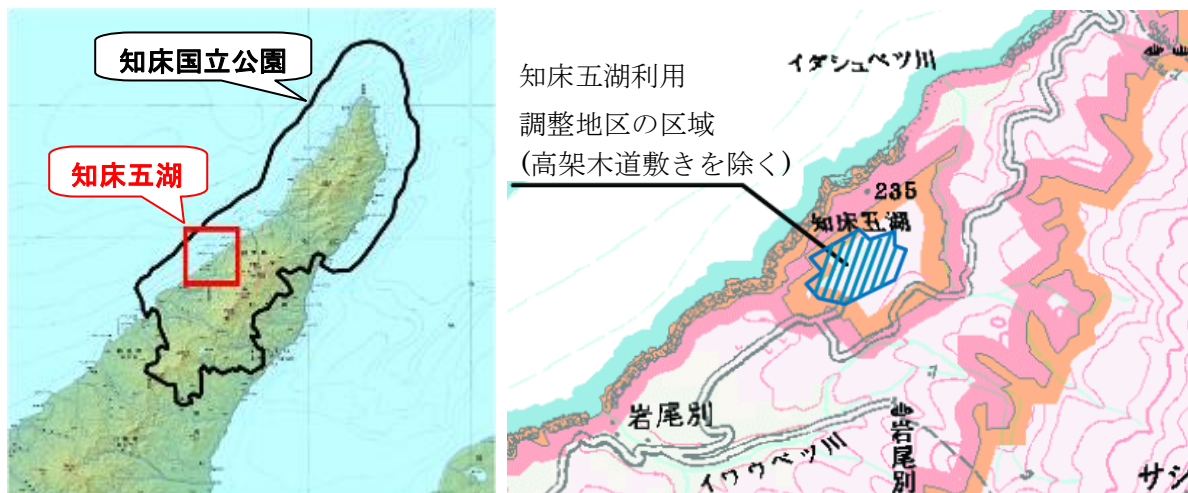
知床国立公園知床五湖利用調整地区における 利用調整の期間及び利用者の人数の範囲等を定める告示について

1. 告示の背景・目的

知床国立公園内知床五湖では、近年、利用者の集中等により歩道の荒廃及び歩道の踏み外しによる周辺植生の踏み付けや裸地化が見られる他、不特定多数の利用者とヒグマのあつれきも生じています。このため、利用者の集中による自然環境への負荷、利用マナーの低下などへの対策として、利用の量のコントロールと質の改善を促進することが必要であり、平成22年7月21日に知床五湖利用調整地区の指定について、中央環境審議会への諮問及び答申がなされました。

今回は知床五湖利用調整地区における利用調整の期間、利用者の人数の範囲、利用調整地区に滞在できる期間及び遵守すべき注意事項を定めるものです。

- ・ 知床五湖利用調整地区 北海道斜里郡斜里町遠音別村の一部 56.4ha (特別保護地区)



知床五湖利用調整地区における
地上歩道と高架木道の位置関係

平成 22 年度より全線で供用を開始している
高架木道は、利用調整地区には含まれないた
め、利用調整は行われません。

2. 概要

(1) 知床五湖利用調整地区への立入りに際して環境大臣の認定が必要となる期間

知床五湖地区へのアクセス道路は冬期間閉鎖されており、開通する期間は4月下旬～11月までの間です。過去の利用統計では4月と10月下旬以降の利用者数は非常に少ない状況となっています。また、例年5月上旬までは積雪により地上歩道の大半が利用できない期間となっています。このことから、環境大臣の認定が必要な期間を毎年5月10日から10月20日までとします。

なお、利用調整を行う期間は、5月10日～7月31日（以下、「ヒグマ活動期」とします。）と8月1日～10月20日（以下、「植生保護期」とします。）に区分し、それぞれの期間の実情に応じた利用の調整を行います。これは、例年春から初夏はヒグマが知床五湖地区を頻繁に利用する時期であり、ヒグマと利用者のあつれきを最小限とするためには、利用者の量と行動を十分にコントロールする必要があり、一方、ヒグマの出没が少ない夏から秋は植生保護を主目的とした利用調整を行う必要があるためです。

(2) 立入り認定の基準

自然公園法施行規則第13条の6に規定する知床五湖利用調整地区に係る立入り認定の基準を以下のとおり定めます。

①利用者の人数の範囲

i) 1日当たりの総利用者数の上限

1日当たりの立入り認定人数の上限を、ヒグマ活動期については300人とし、植生保護期については3,000人とします。

ヒグマ活動期はヒグマとのあつれきを最小限とするために、ヒグマへの対処技術を習得した引率者が引率する少人数での団体利用を基本としており、利用者が安全に避難できると考えられる利用者数を、植生保護期は知床五湖地区において植生の荒廃が顕著に見られるようになる前（平成16年度以前）の1日当たりの利用者数の上限を、それぞれ基本的考え方としています。



知床五湖地区の利用状況

ii) 団体利用を行う場合の人数の上限及び同時に滞在できる団体の数の上限

ヒグマ活動期は、ヒグマとのあつれきを最小限とするため、利用者が安全に避難できる規模として団体の構成員の人数を11人を超えないものとし、同時に滞在できる団体の数を8団体を超えないものとします。植生保護期についてはこれらの上限を設けないこととします。

iii) 1時間当たりの新たに立ち入る利用者の人数の上限

植生保護期は、大人数が利用することにより生じる植生への悪影響を防止し、静寂な利用環境を維持することができる規模として、1時間当たりに新たに立ち入る人数の上限を300人とします。ヒグマ活動期については、同時に滞在できる団体の数の上限を設けることから、1時間当たりの新たに立ち入る利用者の人数の上限を設けないこととします。

利用者の人数の範囲	ヒグマ活動期	植生保護期
1日当たりの総利用者数の上限	300人	3,000人
団体利用を行う場合の人数の上限	11人	設定せず
同時に滞在できる団体の数の上限	8団体	設定せず
1時間当たりの新たに立ち入る利用者の人数の上限	設定せず	300人

②知床五湖利用調整地区に滞在できる期間

知床五湖利用調整地区の規模や利用状況を考慮し、1回の立入認定により知床五湖利用調整地区に滞在できる期間を1日以内（日帰り）と定めます。

③注意事項（利用ガイドライン）

自然公園法施行規則第13条の6第3号に規定する利用調整地区内における禁止事項並びに上記①及び②による人数の制限と併せて、公園利用の質を高め、知床五湖利用調整地区の景観の維持及び適正な利用を図るため、自然公園法施行規則第13条の6第4号に規定する利用者が遵守すべき注意事項を以下のように定めます。

- 一 知床国立公園知床五湖利用調整地区（以下「利用調整地区」という。）への立入りの前に、知床五湖フィールドハウスにおいて北海道地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講していること。
- 二 利用調整地区内に外部から動植物を非意図的に持ち込むことのないよう、衣服、靴等に付着した種子及び土壌の除去に努めること。
- 三 利用調整地区内に食品（気密性のある容器包装に入れ密封しているもの及び飲料であるものを除く。）を持ち込まないこと。
- 四 利用調整地区内で喫煙又は調理若しくは食事をしないこと。
- 五 湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- 六 歩道の管理又は利用者の安全の確保その他の理由により立入りが制限された歩道を通行しないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- 七 北海道地方環境事務所長が定める順路を遵守すること。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。
- 八 他の利用者がヒグマに遭遇し、引き返す等避難している場合は、速やかに避難すること。
- 九 毎年8月1日から利用調整を終了する日までの期間において、ヒグマと遭遇した場合には、ヒグマに刺激を与えないよう配慮しつつ引き返す等、速やかに避難すること。
- 十 環境省、北海道、斜里町及び指定認定機関に所属する職員その他関係する職員の指示に従うこと。

④知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める基準

上記①及び③以外で、知床五湖利用調整地区の景観の維持及び適正な利用を図るため、自然公園法施行規則第13条の6第5号に規定する基準を以下のように定めます。

- ・知床国立公園知床五湖利用調整地区（以下「利用調整地区」という。）の区域内へ毎年利用調整を開始する日から7月31日までの期間内に立ち入るため自然公園法（昭和32年法律第161号）第24条第1項又は第7項の認定を受けようとする者が、当該利用調整地区内においてヒグマへ対処する技術を有すると北海道地方環境事務所長が認めた者であること。

【参考】

表 全ての利用調整地区に共通の禁止事項

項目	自然公園法施行規則（第13条の6第3号）
生きた動植物の持ち込み	生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
野生動物への給餌	野生動物に餌を与えること。
野生動物に影響をおよぼす撮影、観察等	野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
ごみ等の廃棄	ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
球技等の野外スポーツ	球技その他これに類する野外スポーツをすること。
花火、拡声器等の使用	非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

表 利用調整地区ごとに設定すべき項目

項目	自然公園法施行規則（第13条の6）
利用人数の上限	利用調整地区の区域内的の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める人数又は船舶（ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟を含む。）の隻数の範囲内であること。
期間の設定	利用調整地区の区域内的の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める期間内であること。
注意事項	国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
その他必要に応じて定める事項	前各号に掲げるもののほか、利用調整地区内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。